

湯沢認定こども園調理業務委託事業

# 事業候補者選考審査基準

令和6年6月

湯 沢 町

## 湯沢認定こども園調理業務委託事業 事業候補者選考審査基準

### 1 目的

この基準は、湯沢認定こども園調理業務委託事業者を公募型プロポーザル方式によって事業候補者選考の実施にあたり、応募者の提案に具体的な指針を与え、選考方法及び評価項目等に公平性を示すものです。

### 2 選考者

湯沢認定こども園調理業務委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）により選考します。

### 3 評価項目、評価基準及び配点

別表1及び別表2「湯沢認定こども園調理業務委託事業 プロポーザル評価基準表」のとおりです。

### 4 審査表

別表3「湯沢認定こども園調理業務委託事業 プロポーザル評価審査表」のとおりです。

### 5 審査方法

- (1) 企画提案書に基づき、第一次選考「書類審査」及び第二次選考「プレゼンテーション審査」による審査を行います。
- (2) 審査は、評価項目ごとに配点を設け、項目ごとに評価、採点します。
- (3) 提案者が1事業者の場合であっても審査を行います。
- (4) 各委員の採点の合計点をその提案者の得点とします。
- (5) 得点が5割未満の場合は、応募者が事業候補者として求められている水準に達していないと判断し、当該提案者は失格とします。

### 6 第一次選考「書類審査」

- (1) 企画提案書副本及び調査報告書（事務局作成）は、事前に各委員に配布します。なお、これらは委員限りとし、他者が閲覧することがないように委員が保管してください。
- (2) 委員は、各自で評価項目を事前に書類審査し、選考委員会で決定します。

## 7 第二次選考「プレゼンテーション審査」

- (1) プレゼンテーション（発表）は、評価項目の内容について行います。
- (2) プレゼンテーション（発表）者は、応募者1社あたり5名までとします。
- (3) プレゼンテーション（発表）は、企画提案書についての説明を行い、その後質疑応答を行います。
- (4) プレゼンテーション（発表）時間は、1社あたり20分程度とします。

## 8 事業候補者の選定

事務局が各委員の第二次選考「プレゼンテーション審査」の採点結果を集計し、集計結果から順位を決定します。

得点最高位の提案者を事業候補者として選定します。なお、同点の場合は見積金額の最も低い者とします。

## 9 審査結果の公表

事業候補者を選定した後、提案者全員に通知するとともに湯沢町ホームページにて公表します。

【別表 1】

湯沢認定こども園調理業務委託事業 プロポーザル評価基準表  
第一次選考「書類選考」

1 評価項目、評価の視点、配点

項目	評価項目	評価の視点	配点
1	企業理念 (様式第 5 号)	①保育の一環としての給食の意義、重要性を認識しているか。 ②交流活動など前向きに考えているか。 ③給食に取り組む課題を認識しているか。 ④仕様書等への質問は的確で、かつ積極的か。	20 点
2	安全衛生管理 (様式第 6 号、 様式第 7 号)	①衛生管理に係る基本的な考え方。 ②衛生管理体制ができているか。チェック方法、報告・管理基準、マニュアル整備など。 ③異物混入や食中毒等問題発生時の対応策及び管理体制。 ④アレルギー食対応などの認識ができているか。	25 点
3	業務遂行能力 (様式第 8 号、 様式第 9 号、 会社概要)	①受託後の開始までの研修、育成計画ができているか。 ②調理従業者等に対する指導、研修体制ができているか。 ③有能な人材確保の取り組みを考えているか。 ④調理従業者等の健康管理体制をどう考えているか。 ⑤調理従業者等の処遇などの考え方。	25 点
4	事業安定性 (様式第 10 号、様式第 11 号、過去 3 ケ 年の決算書)	①全国、県内での学校給食調理等受託実績。 ②県内での学校等の集団給食調理受託実績。 ③年間平均 50 c m 以上の降雪地での受託実績。 ④直近過去 3 年間の経営状況。	20 点
5	見積額 (様式第 12 号)	①調理等委託見積額。 ②臨時調理従事者等の処遇。	10 点
		計	100 点

## 2 評価基準

評価	評価内容（項目1～3）	係数	備考
A	創意工夫が感じられ非常に良い。	1.0	
B	意図が明確でわかりやすい。	0.8	
C	平均的な内容である。	0.6	
D	内容が不明瞭。具体性に疑問。	0.2	
E	意図未理解。信憑性に不安。	0.0	

※項目4，5については審査表のとおり、実績、見積額等で相対評価を実施

## 3 第一次「書類審査」の審査方法

提出書類を確認後、選考委員に配付します。

選考委員は、企画提案書により「プロポーザル評価審査表」にて、鉛筆書き等の仮審査段階で、9月中旬開催予定の第一次選考会に持参してください。

第一次選考会で、審査基準5（5）のとおり「得点が5割未満」の場合は、当該提案者は失格とします。

第一次選考会で1事業者となっても第二次選考は実施します。

第一次選考の結果は、第二次選考には持ち越しません。

【別表 2】

湯沢認定こども園調理業務委託事業 プロポーザル評価基準表  
第二次選考「プレゼンテーション審査」

選考委員会は、第一次選考において選考された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション（補足説明）及びヒアリング（質疑応答）による選考を行います。

日時	令和6年9月下旬の予定 (応募者に決定次第、連絡します。)	
会場	湯沢町総合子育て支援センターの予定 (応募者に決定次第、連絡します。)	
時間	プレゼンテーション（補足説明） 20分以内 ヒアリング（質疑応答） 10分程度 採点時間 10分程度	
審査方法	企画提案書にもとづいたプレゼンテーションにより審査します。 第一次選考結果は関係なく、第二次選考結果で最高得点者を事業候補者に選定します。	
使用機器	プロジェクター等を使用する場合、機器によって応答しない場合があるので主催者では用意しません。 応募事業者でパソコン、プロジェクター等使用希望の場合は準備願います。また、使用される場合は事前に担当に連絡願います。 ※事務局で用意する機材 ホワイトボード 1台 スクリーン 1台 電源用延長ケーブル 1台	
審査順	第二次選考は、提案書等の受付順とする。	